

グループホーム

1.介護保険対象

介護報酬単位
(地域区分7級地 単価10.14円)

費用額の計算

【費用額(10割分)の計算】

・費用額＝【費用単位数×1単位の単価(端数は切り捨て)】

費用単位数＝(基本報酬+該当する加算(下記))

【利用者負担額(1割の場合)の計算】

・利用者負担額＝【10割分の額-(10割分の額×0.9(1円未満切り捨て))】

介護度	1日当たりの(単位数) 1単位10.14円	費用概算額(10割) 【毎回加算される加算対象費を含む】	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要支援2	748	9,153円	916円	1,831円	2,746円
要介護1	752	9,199円	920円	1,840円	2,760円
要介護2	787	9,601円	961円	1,921円	2,881円
要介護3	811	9,877円	988円	1,976円	2,964円
要介護4	827	10,061円	1,007円	2,013円	3,019円
要介護5	844	10,257円	1,026円	2,052円	3,078円

毎回加算される加算	算定項目	算定単位	単位数
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日に付き	6
	医療連携体制加算Ⅰ	1日に付き	39
	認知症専門ケア加算Ⅰ	1日に付き	3
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき	所定単位数の11.1%
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1月につき	所定単位数の2.3%

該当者のみ加算される加算	算定項目	算定単位	単位数	
	若年性認知症利用者受入加算(65歳未満)	1日に付き	120	
	看取り介護加算	死亡日以前31～45日	1日に付き	72
		死亡日以前4～31日	1日に付き	144
		死亡日前日、前々日	1日に付き	680
		死亡日	1日に付き	1,280
	初期加算(利用開始から30日間)	1日に付き	30	
	入院時再入居受入れ体制加算(入院後3ヶ月以内、6日限度)	1日に付き	246	
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき	150	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)3月に1回	1月につき	100	
	科学的介護推進体制加算	1月につき	40	
退居時相談援助加算	1回限り	400		

2.介護保険対象外費用

	1日あたり	1ヶ月(30日として)
室料	1,500円	45,000円
食材費(朝食300円、昼食400円、夕食400円、おやつ100円)	1,200円	36,000円
水道光熱費	350円	10,000円

グループホーム(短期利用)

原則7日以内の利用。但し、家族の
疾病等やむを得ない事情があると

1.介護保険対象

介護報酬単位 (地域区分7級地 単価10.14円)

費用額の計算

【費用額(10割分)の計算】

・費用額＝【費用単位数×1単位の単価(端数は切り捨て)】

費用単位数＝(基本報酬+該当する加算(下記))

【利用者負担額(1割の場合)の計算】

・利用者負担額＝【10割分の額-(10割分の額×0.9(1円未満切り捨て))】

介護度	1日当たりの (単位数) 1単位10.14円	費用概算額(10割) 【毎回加算される加 算対象費を含む】	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要支援2	776	9,440円	945円	1,889円	2,833円
要介護1	780	9,486円	949円	1,898円	2,846円
要介護2	816	9,900円	991円	1,981円	2,971円
要介護3	840	10,176円	1,018円	2,036円	3,053円
要介護4	857	10,372円	1,038円	2,075円	3,112円
要介護5	873	10,556円	1,056円	2,112円	3,167円

毎 回 加 算 さ れ る 加 算	算定項目	算定単位	単位数
	短期共同サービス提供体制加算Ⅲ	1日に付き	6
	短期共同生活医療連携体制加算Ⅰ	1日に付き	39
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき	所定単位数の11.1%
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1月につき	所定単位数の2.3%

れ み 該 る 加 算 者 の 加 算	算定項目	算定単位	単位数
	若年性認知症利用者受入加算(65歳未満)	1日に付き	120

2.介護保険対象外費用

	1日あたり	1ヶ月(30日として)
室料	1,500円	45,000円
食材費(朝食300円、昼食400円、夕食400円、おやつ100円)	1,200円	36,000円
水道光熱費	350円	10,000円